

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則及び第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十

三年総理府令第一号） 別表第一

二 第二種廃棄物埋設施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規

則第三十号) 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可を受けている廃棄物埋設施設に係る廃棄物埋設施設等確認については、施行日以後最初に行われる当該廃棄物埋設施設に係る法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可の処分がある日までの間は、新事業規則第四条から第六条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にされている旧事業規則第七条の規定による申請に係る放射性廃棄物等確認については、新事業規則第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けている者（次項に規定する者を除く。）は、公布の日から起算して三月を経過する日までに、新事業規則第二十条第一項

第十四号に掲げる事項に係る法第五十一条の十八第一項後段の規定による保安規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、施行日から当該申請に係る変更の認可又は拒否の処分がある日までの間に行う放射性廃棄物等確認については、新事業規則第七条及び第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に法第五十一条の二第一項の規定による許可又は法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けている者であつて、当該許可を受けたところにより埋設する全ての放射性廃棄物について放射性廃棄物等確認を受けている者については、新事業規則第二十条第一項第十四号の規定は適用しない。

6 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 旧事業規則 この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設施設の事業に関する規則をいう。

二 新事業規則 この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄

物埋設施設の事業に関する規則をいう。

三 施行日 この規則の施行の日をいう。

四 廃棄物埋設施設等確認 法第五十一条の六第一項の規定による確認をいう。

五 放射性廃棄物等確認 法第五十一条の六第二項の規定による確認をいう。

別表第一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義)            第一条の二 「略」            2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。            一 「略」            二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするものをいう。            三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。            七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u>            「四〇六 略」            「イハハ 略」            八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設</u>の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 略」</p>	<p>(定義)            第一条の二 「同上」            2 「同上」            一 「同上」            二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）で廃棄しようとするもの（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。</u>）をいう。            三 「中深度処分」とは、地表から深さ七十メートル以上の地下に設置された廃棄物埋設地（<u>第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。</u>）において放射性廃棄物を埋設の方法により最終的に処分することをいう。            「四〇六 同上」            七 「コンクリート等廃棄物」とは、<u>容器に封入しておらず、又は容器に固型化していない固体状の放射性廃棄物であつて次に掲げるものをいう。</u>            「イハハ 同上」            八 「管理区域」とは、<u>廃棄物埋設施設（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）</u>の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空气中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。</p> <p>「九〇十一 同上」</p>

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画放射能量(廃棄物埋設地を物理的に区画する場合において区画ごとの放射性物質に含まれる放射能量をいう。以下同じ。)を記載すること。

二 法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備に関する安全確保のための設計(以下「安全設計」という。)の基本的方針(安全機能を有する施設及びその安全機能並びにその安全機能を維持すべき期間に関する事項を含む。)

ロ 略

ハ 廃棄物埋設施設の一般構造

(1) 略

(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) 火災又は爆発の防止に関する構造

(4) 放射性物質の漏出の防止及び低減に関する構造

(5) 放射線の遮蔽に関する構造

(6) 放射性物質の飛散防止に関する構造

(7) 略

(第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請)

第二条 法第五十一条の二第三項の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。

二 「同上」

「号の細分を加える。」

イ 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) 耐津波構造(第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号)第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。)

(3) 加える。

(4) 加える。

(5) 加える。

(6) 加える。

(7) 同上

ニ|| 廃棄物埋設地の構造及び設備

(1) 構造及び設備（トレンチ処分を行う場合に於ては、  
廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入抑制に関するも  
のを含む。）

(2) 「略」

ホ|| 「略」

ヘ|| 「略」

ト|| 「略」

チ|| 監視測定設備

(1) 主要な計装設備の種類

(2) その他の主要な事項

リ|| 「略」

(1) 「略」

(3) 予備電源設備の構造

(4) 通信連絡設備等の構造

(6) 「略」

三|| 「略」

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条  
第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定  
める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 略

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地  
盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四・六 略

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置  
の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ  
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

八・十 略

三・四 略

ハ|| 「同上」

(1) 構造及び設備

(2) 「同上」

ニ|| 「同上」

ホ|| 「同上」

ヘ|| 「同上」

「号の細分を加える。」

ト|| 「同上」

(1) 「同上」

(3) 「加える。」

(4) 「加える。」

三|| 「同上」

三|| 「同上」

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子  
炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条  
第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定  
める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一・二 同上

三 廃棄物埋設施設を設置しようとする場所における気象、地  
盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

四・六 同上

七 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置  
の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定  
される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する  
説明書

八・十 同上

三・四 同上

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び區別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、地質、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〇六 略」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

3

「略」

(変更の許可の申請)

第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。

二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 変更に係る廃棄物埋設施設の場所における気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

「四〇六 同上」

七 変更後における廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3

「同上」

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 廃棄物埋設施設の設計図、構造図、設計計算書等の設計図書及び廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 廃棄物埋設施設の工事の方法に関する説明書

四 「略」

五 「略」

2|| 前項の申請書又は同項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3|| 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 法第五十一条の六第一項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一 廃棄物埋設地の位置、構造及び設備に関する事項 当該廃棄物埋設地の位置、構造及び設備の状況が確認できるとき。

二 廃棄物埋設地の附属施設の位置、構造及び設備に関する事項 それぞれの施設が完成したとき。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請)

第四条 法第五十一条の六第一項の規定により、第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 当該廃棄物埋設施設の設計図、構造図及び設計計算書並びに廃棄物埋設地にあつては、当該廃棄物埋設地の場所における地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 当該廃棄物埋設施設の付近の見取図

三 「号を加える。」

四 「同上」

五 「同上」

六 「項を加える。」

2|| 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施)

第五条 「同上」

一 放射線管理施設以外の廃棄物埋設施設の組立てに関する事項 それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

二 放射線管理施設の組立てに関する事項 施設が完成したとき。

三 坑道の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「略」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射線量及び区画別放射線量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下「許可申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射線量及び区画別放射線量をそれぞれ超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所にたまっている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「略」

四 ピット処分を行う場合にあつては、埋設時において、廃棄物埋設地の設備(廃棄物埋設地への雨水、地下水等の浸入防止に関するものを含む。)を随時点検し、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいのおそれがあると認められる場合には、当該設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において当該廃棄物埋

三 坑道(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。)の閉鎖に関する事項 坑道の埋戻し及び坑口の閉塞を行うとき。

四 「同上」

(廃棄物埋設施設等の技術上の基準)

第六条 法第五十一条の六第一項に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る技術上の基準(以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射線の総量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類(以下この条及び第八条において「申請書等」という。)に記載した放射性物質の種類ごとの総放射線量を超えないこと。

二 埋設開始前においては、廃棄物埋設地のうち埋設を行おうとする場所(廃棄物埋設地を次項第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設を行おうとする区画)にたまっている水を排除し、埋設時においては、当該場所に雨水等が浸入することを防止する措置を講ずること。

三 「同上」

四 「号を加える。」

四 廃棄物埋設地は、土砂等を充填することにより、当該廃棄物埋設地の埋設が終了した後において空隙が残らないように

設地の安全機能を損なうおそれのある空隙が残らないように措置すること。

六 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物であつて、当該物質の性質及び量に照らして、廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのあるものを埋設しないこと。

七 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆われていること。

八 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載した構造及び設備を有すること。  
〔項を削る。〕

措置すること。

五 廃棄物埋設地には、爆発性の物質、他の物質を著しく腐食させる物質その他の危険物を埋設しないこと。

六 埋設が終了した廃棄物埋設地は、埋設した物及び廃棄物埋設地に設置された設備が容易に露出しないようにその表面が土砂等で覆うこと。

七 廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、申請書等に記載した構造及び設備を有すること。

2 2 2  
ピット処分（第一条の第二項第四号イに掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設施設等の技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 外周仕切設備は、次に掲げる要件を備えていること。  
イ 自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ロ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

三 開口部の面積が五十平方メートルを超え、又は埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地は、前号に掲げる要件を備え、かつ、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね五十平方メートルを超えないように区画し、又は一区画の埋設容量がおおむね二百五十立方メートルを超えないように区画すること。

四 埋設時においては、外周仕切設備及び前号の内部仕切設備を随時点検し、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えい

「項を削る。」

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）  
第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置（以下「放射性廃棄物等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

のおそれがあると認められる場合には、これらの設備の損壊又は放射性物質の漏えいを防止するために必要な措置を講ずること。

五 埋設が終了した廃棄物埋設地又は第三号の内部仕切設備によつて区画する場合は埋設が終了した区画には、前項第六号に定めるところにより土砂等で覆う前に速やかに第二号に掲げる要件を備え、放射線障害防止のため原子力規制委員会の定める方法により施工された覆いをすること。

3||  
ピット処分（第一条の二第二項第四号に掲げる方法によるものに限る。）を行う場合の廃棄物埋設等の技術上の基準は、第一項に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射線障害防止のため、原子力規制委員会の定める方法により施工すること。

二 放射性廃棄物を一体的に固型化したものは前項第二号に掲げる要件を備え、その体積はおおむね五百立方メートルを超えないようにすること。

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第七条 法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 同上」

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 「略」  
二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器に関する説明書

三 「略」

四 放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第六号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法に関する説明書

六 次条第二項第七号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

七 廃棄体を埋設する場合にあつては次条第二項第九号、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては同条第三項第四号の技術上の基準に適合していることを説明する書類

3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 中深度処分を行う場合

「イ・ロ 略」

ハ 当該廃棄体が次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

二 ビット処分又はトレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が原子力施設（製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化

一 「同上」  
二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三 「同上」

四 放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準)

第八条 法第五十一条の六第二項に規定する技術上の基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該廃棄体が次項に定めるとおりであること。

二 ビット処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所におい

物を含む燃料体の加工を専ら行うものを除く。)及び使用施設等(核燃料物質(ウラン及びその化合物に限る。)又は当該核燃料物質によつて汚染された物を専ら取り扱うものに限る。)を除く。)を設置した工場又は事業所において生じたもの(放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第三十三条の二の規定により核燃料物質等とみなされた放射性同位元素又は放射性汚染物を含む。)であること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体であつて、次項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

(2) 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であつて、第三項各号に掲げる技術上の基準に適合するものであること。

「号の細分を削る。」

「号を削る。」

2 廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一

液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィルタスラッジその他の粉状若しくは粒状の放射性廃棄物若しくはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に固型

て生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物が廃棄体又はコンクリート等廃棄物であること。

「加える。」

「加える。」

ハ 当該廃棄体又はコンクリート等廃棄物が次項又は第三項に定めるとおりであること。

三 トレンチ処分を行う場合

イ 埋設しようとする放射性廃棄物が試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じたものであること。

ロ 埋設しようとする放射性廃棄物がコンクリート等廃棄物であること。

ハ 当該コンクリート等廃棄物が第三項に定めるとおりであること。

「同上」

2

一

放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。

化してあること。

二 固体状の放射性廃棄物（前号に掲げるものを除く。）にあつては、容器に封入し、又は固化してあること。

三 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

四 「略」

五 廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

六 埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

七 「号を削る。」

八 廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないこと。

九 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示その他の措置が講じられていること。

一〇 前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

二 コンクリート等廃棄物に含まれる物質によつて廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれがないこと。

三 コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四 前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したもの

「号を加える。」

二 放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

三 「同上」

四 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

五 埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

六 著しい破損がないこと。

七 「号を加える。」

八 容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

九 「号を加える。」

3 コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、前項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「号を加える。」

二 爆発性の物質を含まないこと。

三 当該コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四 「号を加える。」

であること。

(放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 略」

「2・3 略」

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

(確認証の交付)

第九条 原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)をしたときは、確認証を交付する。

(合併及び分割の認可の申請)

第十条 法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

「2・3 同上」

(変更等の届出)

第十一条 法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(許可の取消し)  
第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)  
第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「略」 二 放射線管理記録 「イ・チ 略」 リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設したものを除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 「又・ル 略」 「三・四 略」	「略」	「略」
六 降雨記録（法第五十一条の		

(許可の取消し)  
第十二条 法第五十一条の十四第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から三年とする。

(記録)  
第十三条 法第五十一条の十五の規定による記録（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 「同上」 二 「同上」 「イ・チ 同上」 リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物（事業所内の廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物を除く。）の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固形化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法 「又・ル 同上」 「三・四 同上」	「同上」	「同上」
六 降雨記録		

<p>二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） イ 降雨量 ロ 一月間についての積算降雨量 〔七〇十四 略〕</p>		
<p>〔二〇七 略〕 (廃棄物埋設施設の巡視及び点検) 第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならぬ。 (廃棄物埋設施設の定期的な評価等) 第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、その事業を開始した日以降十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 〔一・二 略〕 2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするとき又は法第五十一条の二十五第二項に規定する廃止措置計画を定めようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない</p>		

<p>イ 降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） ロ 一月間についての積算降雨量（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。） 〔七〇十四 同上〕</p>		
<p>〔二〇七 同上〕 (廃棄物埋設施設の巡視及び点検) 第十六条 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定において、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。 (廃棄物埋設施設の定期的な評価等) 第十九条の二 法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、十年を超えない期間ごとに、廃棄物埋設地について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 〔一・二 同上〕 2 第二種廃棄物埋設事業者は、前項に規定するほか、放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置を変更しようとするときは、廃棄物埋設地について、前項各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>		

3  
「略」

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

「(1) (3) 略」

(4) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(5) 「略」

ハ 「略」

「七〇十 略」

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 略」

十四 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。

十五 放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六 「略」

十七 「略」

十八 「略」

3  
「同上」

(保安規定)

第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

「(1) (3) 同上」

(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(5) 「同上」

ハ 「同上」

「七〇十 同上」

十一 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

「十二・十三 同上」

「号を加える。」

十四 放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十五 「同上」

十六 「同上」

十七 「同上」

十九 〔略〕  
二十 〔略〕  
二十一 〔略〕

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〇六 略〕

七 廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ 〔略〕

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

〔一〕(4) 略

(5) 核燃料物質等の取扱いに関すること。

(6) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔八〕十一 略

十二 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

十三 〔略〕  
十四 〔略〕  
十五 〔略〕  
十六 〔略〕  
十七 〔略〕

十八 〔同上〕  
十九 〔同上〕  
二十 〔同上〕

2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔一〕(4) 同上

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔八〕十一 同上

〔号を加える。〕

十二 〔同上〕  
十三 〔同上〕  
十四 〔同上〕  
十五 〔同上〕  
十六 〔同上〕

十八 〔略〕

十九 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。

二十 〔略〕

二十一 〔略〕

二十二 〔略〕

二十三 〔略〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 略〕

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔略〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 略〕

十七 〔同上〕

十八 〔号を加える。〕

十九 〔同上〕

二十 〔同上〕

二十一 〔同上〕

3 法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

〔4・5 同上〕

（保安規定の遵守状況の検査）

第二十条の二 法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2 〔同上〕

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条 令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第三十七条第四号の核燃料物質等の性状及び量については、第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射エネルギーを記載すること。

〔二・三 同上〕

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〜四 略」

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生するこ  
とが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

「六・七 略」

3 「略」

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第二十二条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「一〜十八 略」

2 「同上」

「一〜四 同上」

五 廃棄物埋設施設に係る設備の操作上の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

「六・七 同上」

3 「同上」

(廃棄物取扱主任者の選任等)

第二十二条 法第五十一条の二十第一項の規定による廃棄物取扱主任者の選任(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一条の二十第一項の原子力規制委員会規則で定める資格(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状又は法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有することとする。

3 法第五十一条の二十第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

第二十二条の二 法第五十一条の二十三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 「一〜十八 同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第三項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。

2 「略」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるもの)に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 略」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、廃棄物埋設施地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄、第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し及び廃棄物埋設施地の所在等を示す措置の実施とする。

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第二十二條の三 法第五十一條の二十三第三項において準用する法第十二條の二第五項の規定による検査(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は、毎年一回行うものとする。

2 「同上」

(核物質防護管理者の選任等)

第二十二條の四 法第五十一條の二十四第一項の規定による核物質防護管理者の選任(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は事業所ごとに行うものとする。

2 法第五十一條の二十四第二項において準用する法第十二條の三第二項の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)の提出部数は、正本及び写し各一通(廃棄物埋設施設のうち令第六十四條の表第八號の原子力規制委員会が告示で定めるもの)に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

第二十二條の五 法第五十一條の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件(第二種廃棄物埋設施の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるものとする。

「一」三 同上」

(廃止措置として行うべき事項)

第二十二條の六 法第五十一條の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設施の事業に係るものは、廃棄物埋設施地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三條第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二条の六の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

「一〇七 略」

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等

「九〇十四 略」

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「一〇七 略」

二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

「一〇四 略」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

「一〇九 略」

十 廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書

十一 略

三 「略」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

(廃止措置実施方針に定める事項)

第二十二条の六の二 「同上」

「一〇七 同上」

八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等

「九〇十四 同上」

(廃止措置計画の認可の申請)

第二十二条の七 法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「一〇七 同上」

二 「同上」

「一〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

「一〇九 同上」

十 「号を加える。」

十一 「同上」

三 「同上」

(廃止措置計画の変更の認可の申請)

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。

「一」四 略」

「2・3 略」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第二十二条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一」三 略」

四 前号に掲げるもののほか、廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十二条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請

第二十二条の八 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」四 同上」

「2・3 同上」

(廃止措置計画に係る軽微な変更)

第二十二条の九 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一条の二十五第二項の規定による認可を受けた者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(廃止措置計画の認可の基準)

第二十二条の十 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一」三 同上」

四 廃止措置の実施が核燃料物質等による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

第二十二条の十一 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に限る。)は、

書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 略」

「2・3 略」

（廃止措置の終了確認の基準）

第十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 略」

四 廃棄物埋設地の所在等を示す措置が講じられていること。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 廃止措置対象附属施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 略」

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

「二〇四 略」

次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇五 同上」  
「2・3 同上」

（廃止措置の終了確認の基準）

第十二条の十二 法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

「一〇三 同上」  
「号を加える。」

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第十二条の十三 法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〇三 同上」

四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

「五〇七 同上」

2 「同上」

一 法第五十一条の二第三項第五号に規定する措置を実施する期間が経過していること又は旧廃棄事業者等（第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。以下同じ。）に係る廃棄物埋設地を廃止措置計画の認可の申請を行うまでの間に他の第二種廃棄物埋設事業者に譲り渡していることを明らかにする資料

「二〇四 同上」

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があつた場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「略」

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)  
第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 法第六十二條の三の規定により、第二種廃棄

五 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

3 「同上」

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の提出期限)  
第二十二條の十四 法第五十一條の二十六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、六月とする。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請)  
第二十二條の十五 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者(第二種廃棄物埋設事業者に係るものに限る。)は、第二十二條の八の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(旧廃棄事業者等の廃止措置計画の軽微な変更)  
第二十二條の十六 法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2 法第五十一條の二十六第二項の規定による認可を受けた者は、第二種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(事故故障等の報告)

第二十二條の十七 「同上」

物理設事業者（旧廃棄事業者等を含む。次条及び第二十七条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

【一・二 略】

三 廃棄物埋設施設の故障により、限定された区域からの核燃料物質等の漏出を防止する機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 略】

別記様式第 1（第 4 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

【略】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考 【略】

別記様式第 2（第 7 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

【略】

【略】			
整理番号 (注 1)	放射性廃棄物の発生場所 (注 2)	放射性廃棄物の種類 (注 2)	容器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注 2)

【一・二 同上】

三 廃棄物埋設施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは廃棄物埋設施設における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、第二種廃棄物埋設に支障を及ぼしたとき。

【四〇十一 同上】

別記様式第 1（第 4 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄物埋設施設用）

【同上】

注 廃棄物埋設施設の名称、構造及び設備その他の概要を明らかにする事項を記載し、廃棄物埋設地にあつては、埋設を行う放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量を併記すること。

備考 【同上】

別記様式第 2（第 7 条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

【同上】

【同上】			
放射性廃棄物の発生場所、	整理番号 (注 2)	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類 容器に封入し、又は容器に固型化した方法

整理番号 (注1)	重量	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注4)
		表面の放射性物質の密度 (注5)	耐荷重強度 (注2)
整理番号 (注1)	廃棄体の健全性及び廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無 (注2)		
整理	想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛		

種類及び 容器に封 入し、又 は容器に 固型化し た方法 (注1)	整理番号 (注2)	重量 (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注4)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注5)
		表面の放射性物質の密度 (注6)	耐荷重強度	
	整理番号 (注2)	表面の放射性物質の密度 (注6)	耐荷重強度	
		廃棄体の放射性物質の密度及び耐荷重強度		

番号 (注1)	散又は漏えいする放射性物質の量又は漏えい率 (注2)
整理 番号 (注1)	放射性廃棄物を示す標識 (注2)
[略]	

[判る。]

注1 [略]

注2 記載内容が共通のものについてはまとめて記載すること。

注3 [判る。]

注4 埋設しようとする全ての廃棄体に含まれる放射エネルギーの総和又は埋設しようとするそれぞれの廃棄体に含まれる放射エネルギーをベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

注5 [略]

注6 [略]

注7 [判る。]

	廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質及び著しい破損の有無並びに無並びに放射性廃棄体に示す標識 (注7)	整理 番号 (注2)	廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無	著しい破損の有無	放射性廃棄物を示す標識
[同上]					

注1 放射性廃棄物の発生場所、放射性廃棄物の種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

注2 [同上]

注3 [加える。]

注4 キログラム単位で記載すること。

注5 ベクレル単位 (有効数字2桁) で記載すること。

注6 [同上]

注7 [同上]

注8 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無、著しい破損の有無及び放射性廃棄物を示す標識が共通の廃棄体につ

備考 [略]

別記様式第 3 (第 7 条関係)  
 廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)  
 [略]

[略]			
区分	放射性廃棄物の発生場所 (注 1)	放射性廃棄物の種類 (注 1)	
重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量 (注 2)	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能量濃度 (注 3)	
廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれのある物質の有無 [略]			

いはまとめて記載すること。  
 備考 [同上]

別記様式第 3 (第 7 条関係)  
 廃棄物埋設確認申請書 (コンクリート等廃棄物用)  
 [同上]

[同上]			
コンクリート等廃棄物の種類 (注 1)	区分	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類
コンクリート等廃棄物の重量、当該廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量の種類ごとの放射能量及び放射能量濃度	重量	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量 (注 2)	コンクリート等廃棄物に含まれる放射性物質の放射能量濃度 (注 3)
爆発性の物質の有無 [同上]			

<p>注 1 <u>記載内容が共通のもの</u>について(はまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>埋設しようとする全てのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギーの総和又は埋設しようとするそれぞれのコンクリート等廃棄物に含まれる放射エネルギーをベクレル単位(有効数字2桁)で記載すること。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>備考 [略]</p>	<p>注 1 <u>放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のもの</u>についてはまとめて記載すること。</p> <p>2 <u>ベクレル単位(有効数字2桁)で記載すること。</u></p> <p>3 [同上]</p> <p>備考 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は非記しである。</p>	

別表第二 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（中深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものをいう。</p> <p>二 「安全機能を有する施設」とは、廃棄物埋設施設のうち、安全機能を有するものをいう。</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「略」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設（余裕深度処分に係るものを除く。）について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(廃棄物埋設施設の地盤)</p> <p>第三条 廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 「同上」</p> <p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）であつてその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、事業所又はその周辺において想定される廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）のうち、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一」三 略

(異常時の放射線障害の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、当該安全機能を有

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならぬ。

2 廃棄物埋設施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により当該廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

「一」三 同上

(異常時の放射線障害の防止等)

第九条 廃棄物埋設施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。



「項を削る。」

(放射線管理施設)

第十一条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 放射線から放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(監視測定設備)

第十二条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報(第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

一 廃棄物理設地から漏えいする放射性物質の濃度及び線量

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量

三 地下水の水位その他の廃棄物理設地及びその周囲の状況

(廃棄施設)

第十三条 廃棄物理設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、廃棄物理設施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 「略」

期間、放射性物質を廃棄物理設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならない。

3 廃棄物理設地は、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならない。

(放射線管理施設)

第十一条 「同上」

一 「同上」

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

「条を加える。」

(廃棄施設)

第十二条 廃棄物理設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 「同上」

「条を削る。」

(予備電源)

第十四条 安全機能を有する施設(その安全機能を維持するために電気の供給が必要なものに限る。)には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(地下水の水位等の監視設備)

第十三条 廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備(第十一条第一号及び第二号に規定する設備を除く。)を設けなければならない。

(予備電源)

第十四条 廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。